

2013年度
民事再生法講義
7

関西大学法学部教授
栗田 隆

第4章 再生債権
再生債権者の権利

再生債務者に対する財産上の請求権

破産法との対比

破産法		再生法	
財団債権	共益債権		
破産債権	優先的	一般優先債権	隨時弁済する（121条1項・122条1項）
	普通	再生債権	再生計画の定めるところにより弁済する（85条1項。155条1項ただし書・87条1項・2項等に注意）
	劣後的		
	約定劣後	約定劣後再生債権	配当順位について公正かつ衡平な差を設ける（155条2項。87条3項に注意）
開始後債権		再生計画で定められた弁済期間中は弁済しない（123条1項）	

再生債権の要件（84条1項）

- 再生債務者の一般財産から満足を受けるべき人
的請求権
- 金銭に評価できる請求権
- 執行することのできる請求権
- 再生手続開始前の原因に基づいて生じた債権
いくつかの例外あり（46条1項・49条5項（破産
54条1項）・132条の2第2項2号、84条2項。84条
1項かつこ書・49条4項等）
- 共益債権・一般優先債権に該当しないこと
- その他 再生手続開始の当時に満足を受けて
いないこと

劣後的破産債権に対応する概念がない

- 再生手続開始前の罰金等の債権（97条）も再生債権となるが、権利の変更ができず（155条4項）、議決権がない（87条2項）
- 再生債権の再生手続開始後の利息債権等（84条2項所定の債権）も再生債権になる。ただし、これらの債権及び無利息債権の中間利息相当部分等には、議決権が認められない（87条1項1号から3号・2項）
- 租税債権は、共益債権又は租税優先の原則（国税徵収8条等）により一般優先債権になる。

再生債権の弁済（85条）

- 原則 再生計画によらなければ弁済できない
(1項)
- 例外（いざれも裁判所の許可が必要）
 1. 取引先であるの中小企業の倒産回避のために、中小企業者の債権への弁済（2項）
 2. 再生手続を円滑に進行するために、少額債権の弁済（5項）
 3. 再生債権者的一般の利益に適合する場合の再生債務者等からの相殺（85条の2）

破産法の規定の準用（86条2項）

- 104条（全部の履行をする義務を負う者が数人ある場合等の手続参加）
- 105条（保証人の破産の場合の手続参加）
- 106条（法人の債務につき無限の責任を負う者の破産の場合の手続参加）
- 107条（法人の債務につき有限の責任を負う者の破産の場合の手続参加等）

再生債権者の議決権額 (87条1項)

- 計算式により評価される債権
 1. 金額と期限が確定している無利息債権 (1号)
 2. 金額と存続期間が確定している定期金債権 (2号)
- 評価額で評価される債権 (3号)
- その他 (4号) 債権額 (手続開始日の前日までの利息・損害金が含まれる (2項に注意))

議決権のない再生債権（87条2項・3項）

2項

1. 84条2項に掲げる請求権（手続開始後の利息等）
2. 再生手続開始前の罰金等（97条）

3項

1. 約定劣後再生債権

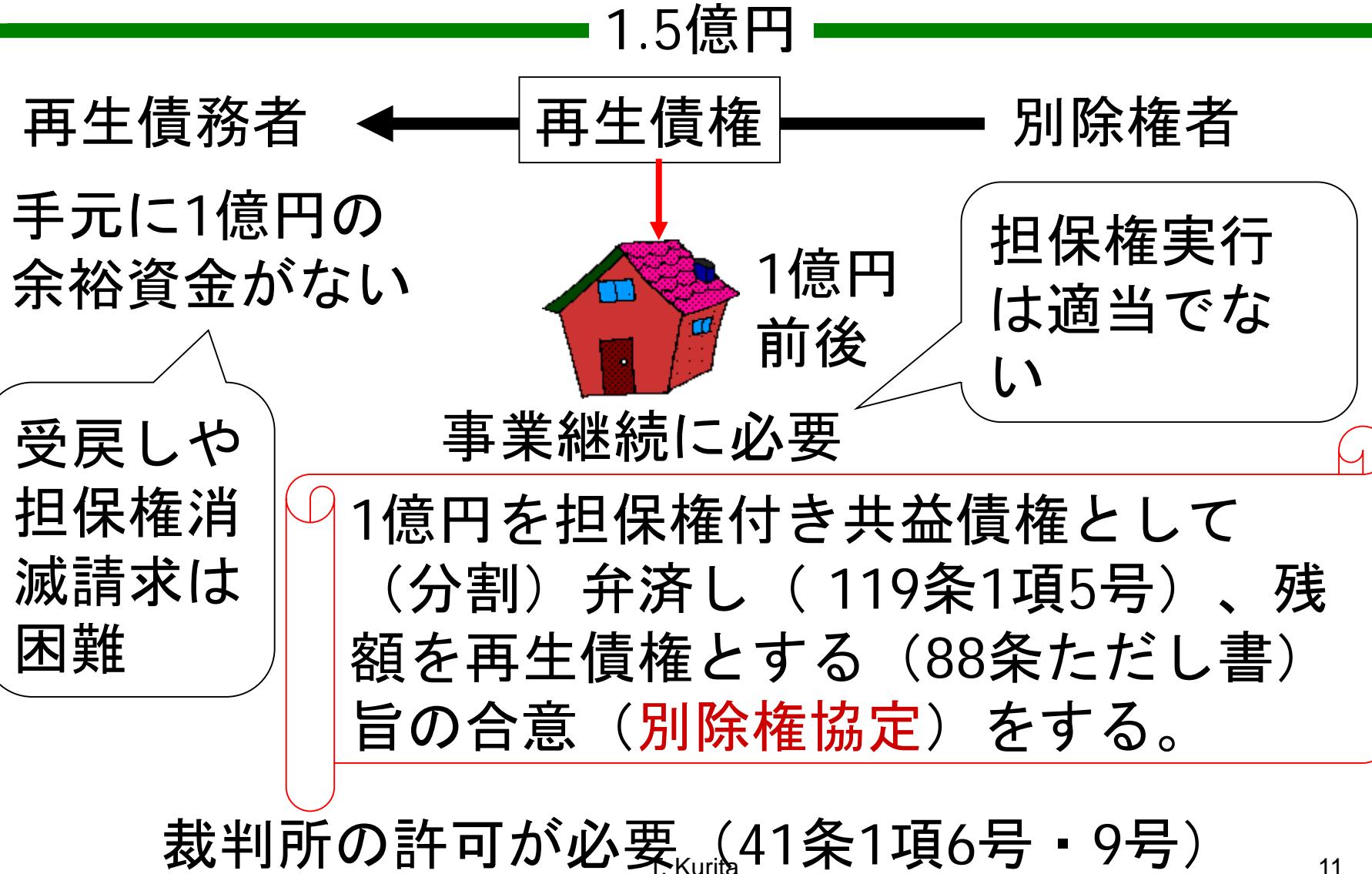
別除権について不足額主義

- 不足額についてのみ再生債権者として権利を行うことができる（88条）。
- 再生計画に基づく弁済
 1. 不足額確定前においては、的確な措置を定める（160条1項）
 2. 不足額の確定した場合に限り権利行使できる（182条）。
- 被担保債権と予定不足額が届け出られ（94条2項）、再生債権者表に記載され（99条2項）、裁判所による調査の対象となる（100条）

不足額が確定する場合

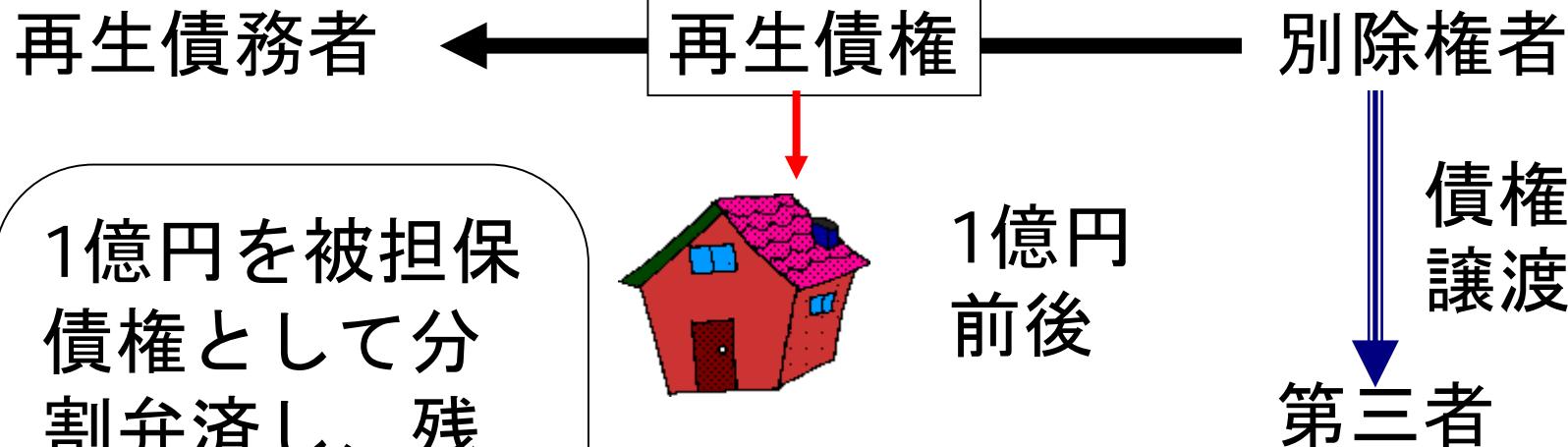
- 担保権の実行の完了
- 再生債務者等による担保物の受戻し（41条1項9号）
- 担保権消滅請求手続による担保権の消滅（148条）
- 別除権者による担保権の放棄
- 担保権の目的物の消滅（物上代位権が発生する場合には（民304条）、物上代位権が別除権として扱われる）
- 合意による不足額の確定（別除権協定）

別除権協定



別除権協定のなされた被担保債権の譲渡

1.5億円



① 不足額の確定には登記が必要か、また、被担保債権の範囲の変更を譲受人に対抗するためには登記が必要かについて、見解が分かれている。

別除権協定の不履行

- 別除権協定により、別除権者は、① 被担保債権の範囲の減縮（不可分性の利益の放棄）、② 期限の猶予の不利益を甘受する。その見返りとして、被担保債権は共益債権とされるのが通常である（担保物の滅失のリスクに注意）。
- 共益債権となつた部分について債務不履行がある場合に、協定を解除して、再生債権とされた部分を被担保債権に復帰（復活）させることができるかについて争いがある。
- 否定説（固定説）が妥当であろう。

手続開始後の外国弁済（89条）

- 手続開始時現存額主義（1項）
- 配当組入主義 外国弁済は、内国手続における弁済と同じに扱われ、同順位債権者が同割合の弁済を受けるまで弁済を受けることができない（2項）。

Y = 計画弁済額

X = 開始時債権額

J = 計画弁済率

F = 外国弁済率

$J \geq F$ であり、Xは相対的に小さいものとする。

$$\begin{aligned} Y &= X * J - X * F \\ &= X (J - F) \end{aligned}$$

外国弁済を控除した後の金額を基準にすると

$$\begin{aligned} Y' &= (X - X * F) * J \\ &> Y \end{aligned}$$

計画弁済率が外国弁済率を下回る場合

外国で弁済を受けた再生債権者に差額 $X^*(F-J)$ を吐き出させるべきか否かが問題となるが、この点は解釈に委ねられている。

- 吐出し肯定説 再生債務者等による不当利得返還請求を肯定する。
- 報奨金説 吐き出させた上で報奨金（91条）を与えるべきとする説
- 吐出し否定説

外国倒産手続も普及主義を採用している場合には、両手続間での調整が必要になろう。

代理委員（90条・90条の2）

複数の再生債権者（特に多数の消費者）が共同して代理委員を選任することにより、手続を単純化し、また、その利益を手続に適切に反映させることが可能になる。

1. 代理委員（90条） 裁判所の許可が必要
2. 裁判所の選出する代理委員（90条の2）

再生債権者は、同一の弁護士を代理人に選任することによっても同じ目的を達することができる。

代理権の範囲の法定（90条3項・4項）

- 本人である再生債権者は代理委員の代理権を制約することができるが、その制約は対外的効力を有しないとされている。
- 多数の再生債権者の代理人であること想定すると、また、収賄罪（261条5項）・贈賄罪（262条2項）の適用のあることを考慮すると、民訴55条3項ただし書の準用は否定すべきであろう。

裁判所の選出する代理委員についての注意

- 90条の2第3項のみなし規定により、90条6項（解任）の適用がある。したがって、選任決定に対する即時抗告は認められていない（9条参照）。
- 裁判所は、再生債権者の一定のグループを特定して、その全員のために代理委員を選任することもできる。代理委員は、未届債権者のために再生債権を届け出ることもできる。

再生債権者の相殺権（92条）

要件：債権届出期間の満了前に相殺適状に達していること。再生債権者の負う債務については、

1. 期限付でもよい。
2. 停止条件付の場合については、規定はないが、条件不成就の利益を放棄して相殺できる（反対説あり）。

効果：再生債権者は、債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。（計画案の作成を容易にするために行使期間に制限がある）

受働債権が賃料債権である場合の特則（92条2項）

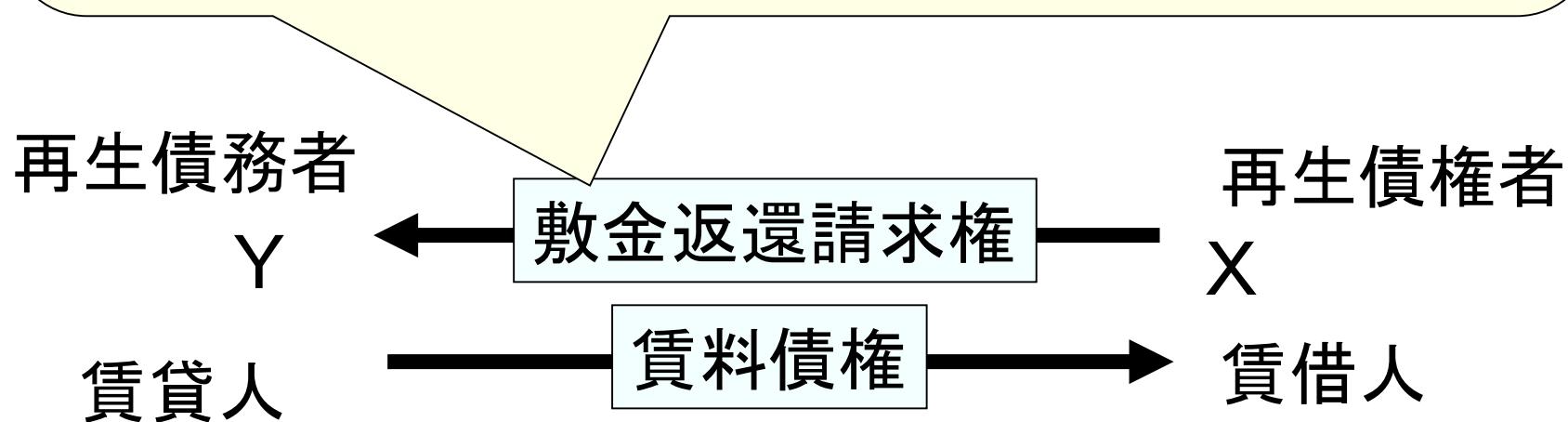


再生手続開始の時における賃料の6月分に相当する額を限度として、債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

敷金返還請求権についての特則（92条）

次の金額が共益債権となる（3項）

- ・再生手続開始の時における賃料6ヶ月分を上限額として、その範囲での賃料弁済額。
- ・2項相殺がなされている場合には、その分だけ上限額を削減する



92条2項・3項の規定の趣旨

賃貸人である再生債務者が賃料を現実に収受できるようにして（キャッシュフローの確保）、事業の再生を容易にすること。

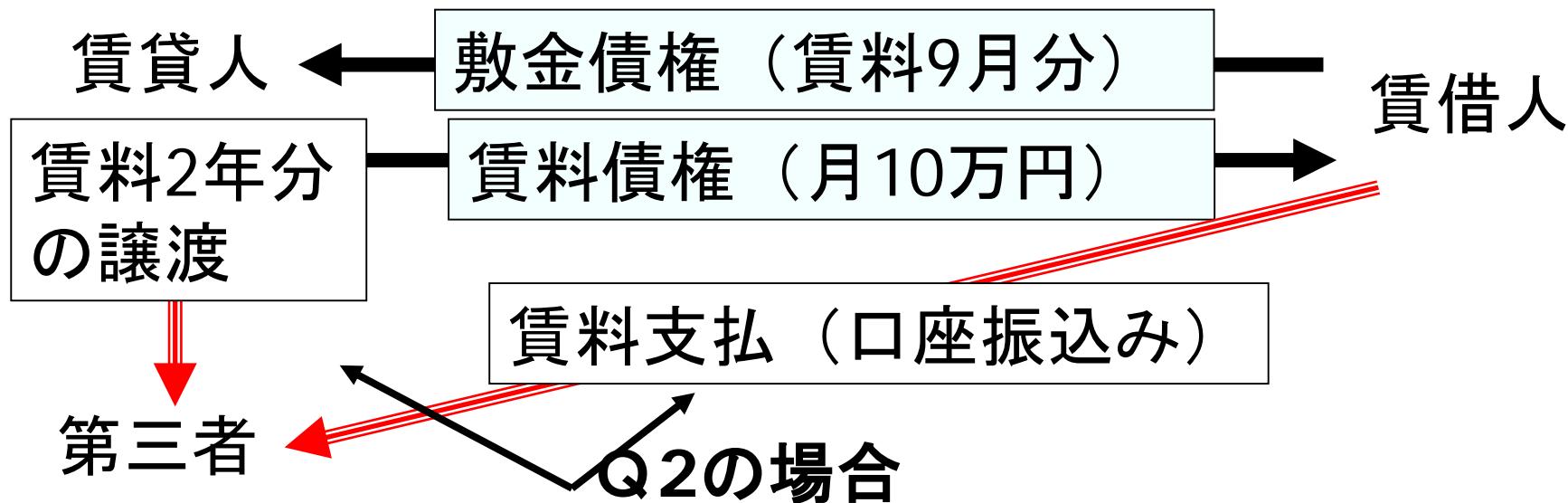
再生手続開始後の賃料債権の開始前における処分等

処分等	破産手続	再生手続
賃料債権の譲渡		
賃料債権への質権設定		
賃料前払		
賃料債権と対立する倒産債権の手続 開始前における発生と開始後の相殺	67条・70 条	92条

練習問題

2006年3月1日倒産手続開始

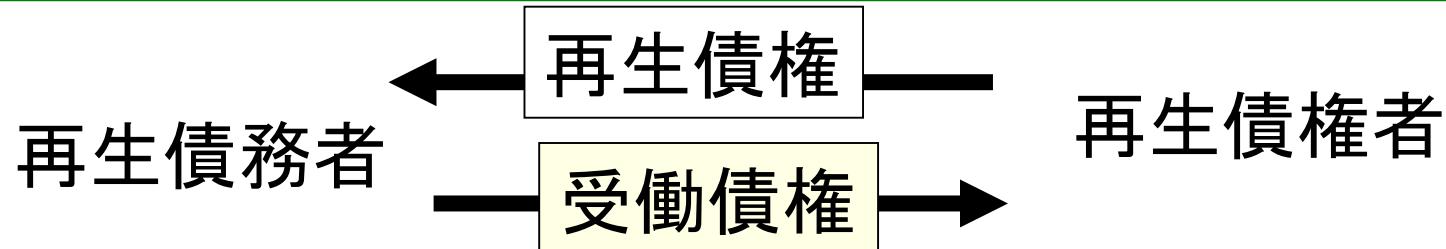
2004年3月1日賃貸
借契約（期間3年、
賃料は前月末前払）



Q1 賃料債権が譲渡されていない場合に、賃借人は
敷金を回収できるか。

Q2 2005年2月1日に賃料債権2年分が譲渡されてい
た場合は、どうか。

相殺禁止（93条）



再生債務者の支払不能 認識

2号の相殺制限

再生債務者の支払停止 認識

3号の相殺制限

再生手続開始等の申立 認識

4号の相殺制限

再生手続開始

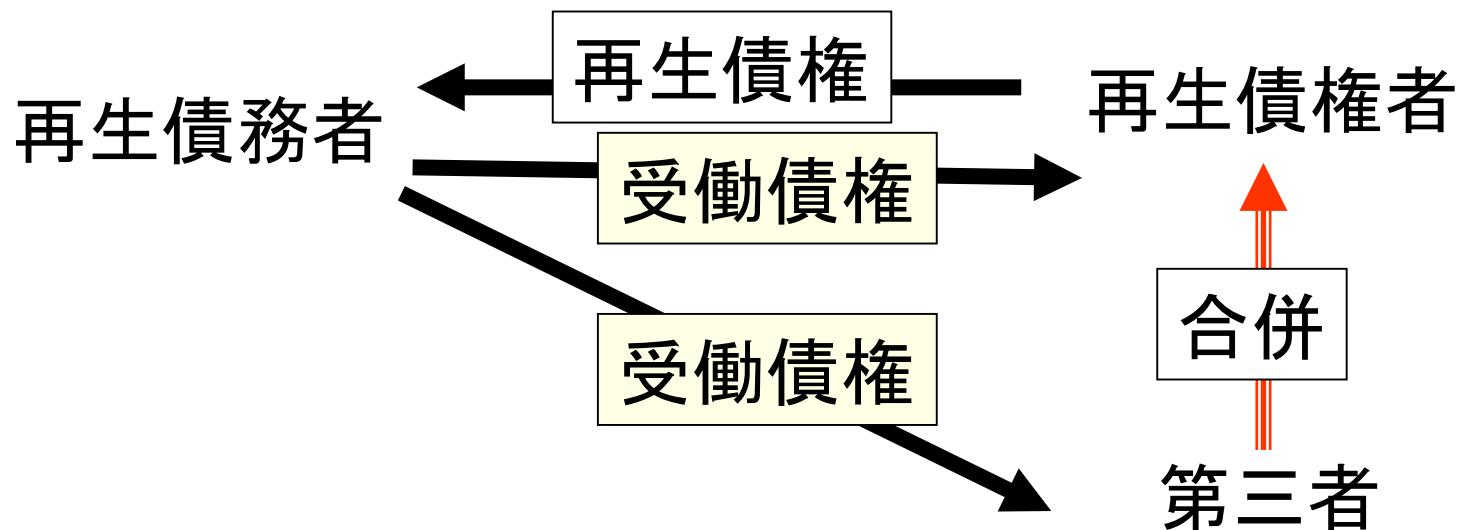
1号による相殺制限

93条1項2号の読み方

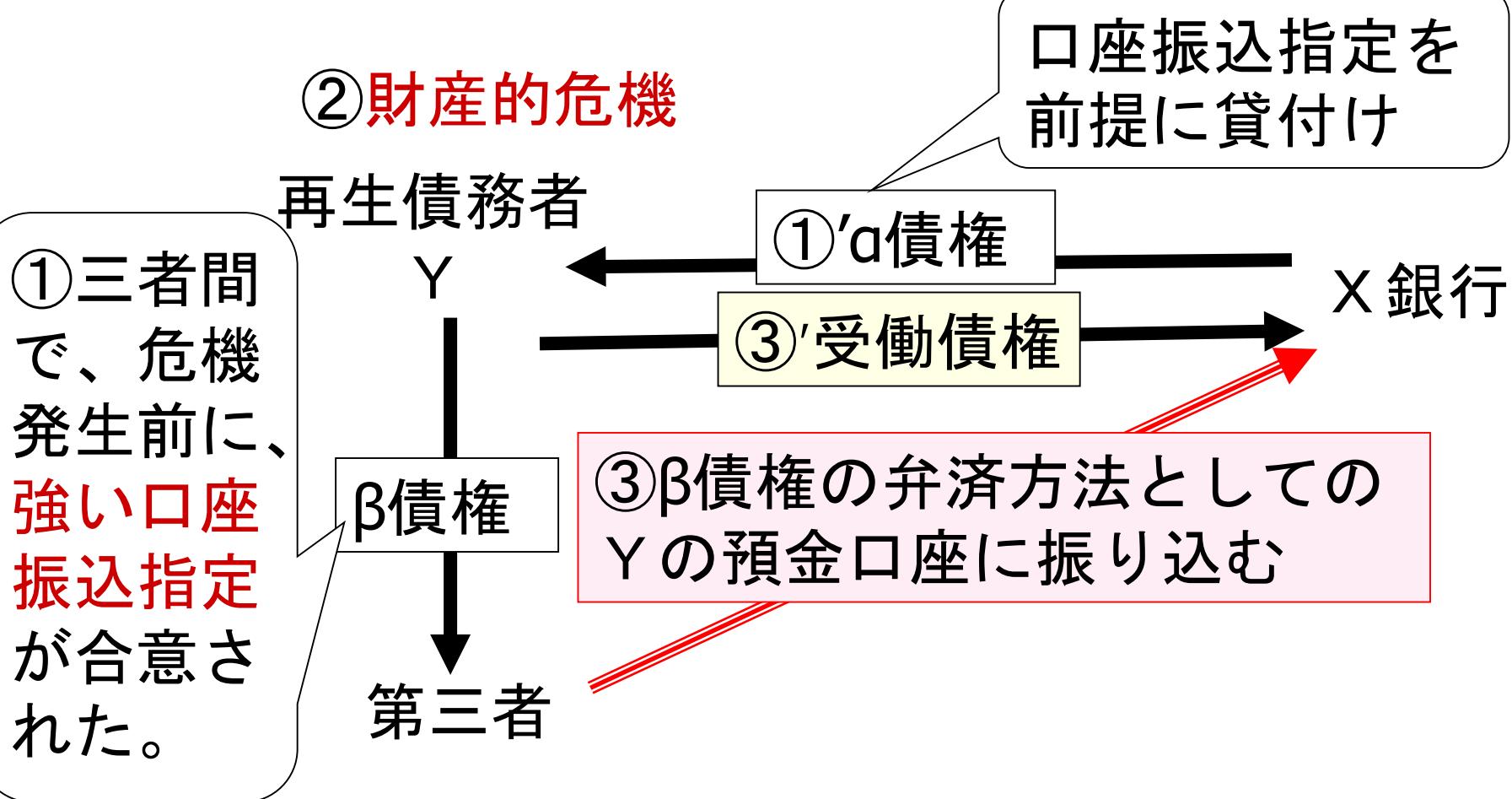
- 再生債務者の支払不能後に
 1. 契約によって負担する債務を専ら再生債権をもつてする相殺に供する目的で再生債務者の財産の処分を内容とする契約を再生債務者との間で締結し、
 2. 又は再生債務者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより再生債務者に対して債務を負担した場合であって、
- 当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき。
- ✓ 相殺目的の要件は、前段（1）にのみ係る。

93条2項1号 法定の原因

- 相続、合併、事務管理、不当利得など
- これらの場合には、債権者が債務者の財産的危機を知つて債権債務の対立状況を作出することを想定できないことが根拠となる。
- このうちで、合併については、異論が強い。



93条2項2号 危機発生を知る前に生じた原因

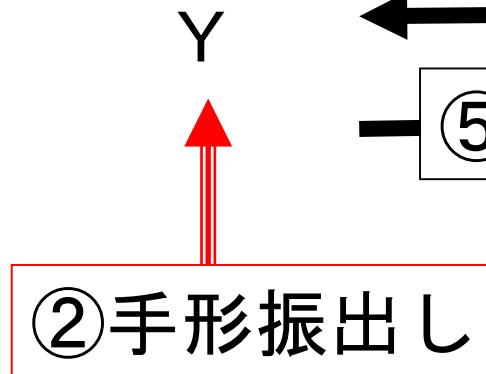


2号 続

危機発生前に

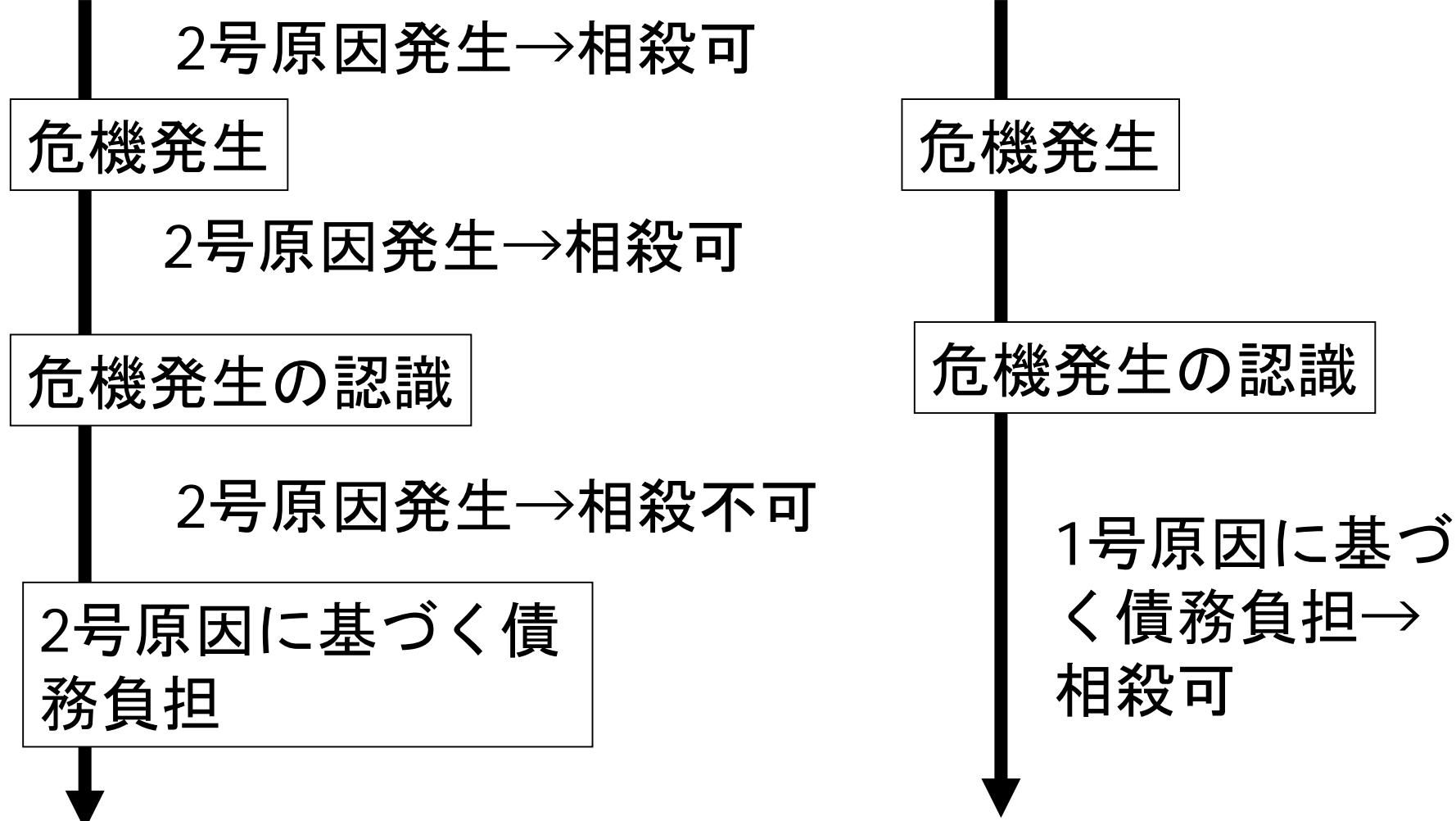
銀行取引約定書
に基づく取引

- ⑥再生手続
- ④危機発生

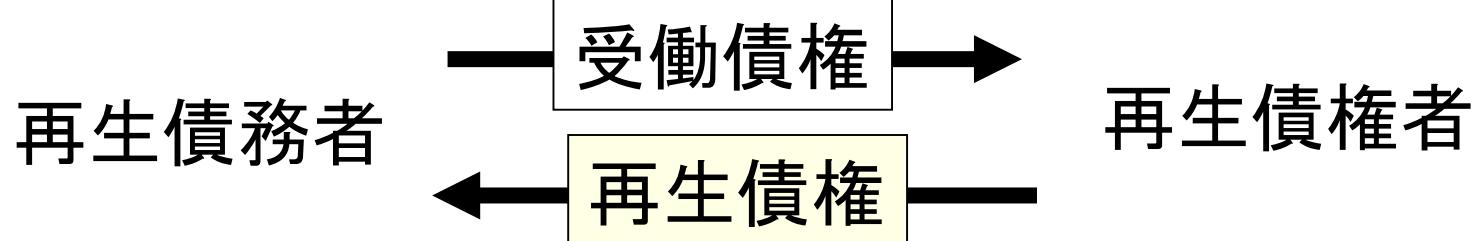


第三者

93条2項の注意



相殺禁止（93条の2）



再生債務者の支払不能 認識

2号の相殺制限

再生債務者の支払停止 認識

3号の相殺制限

再生手続開始等の申立 認識

4号の相殺制限

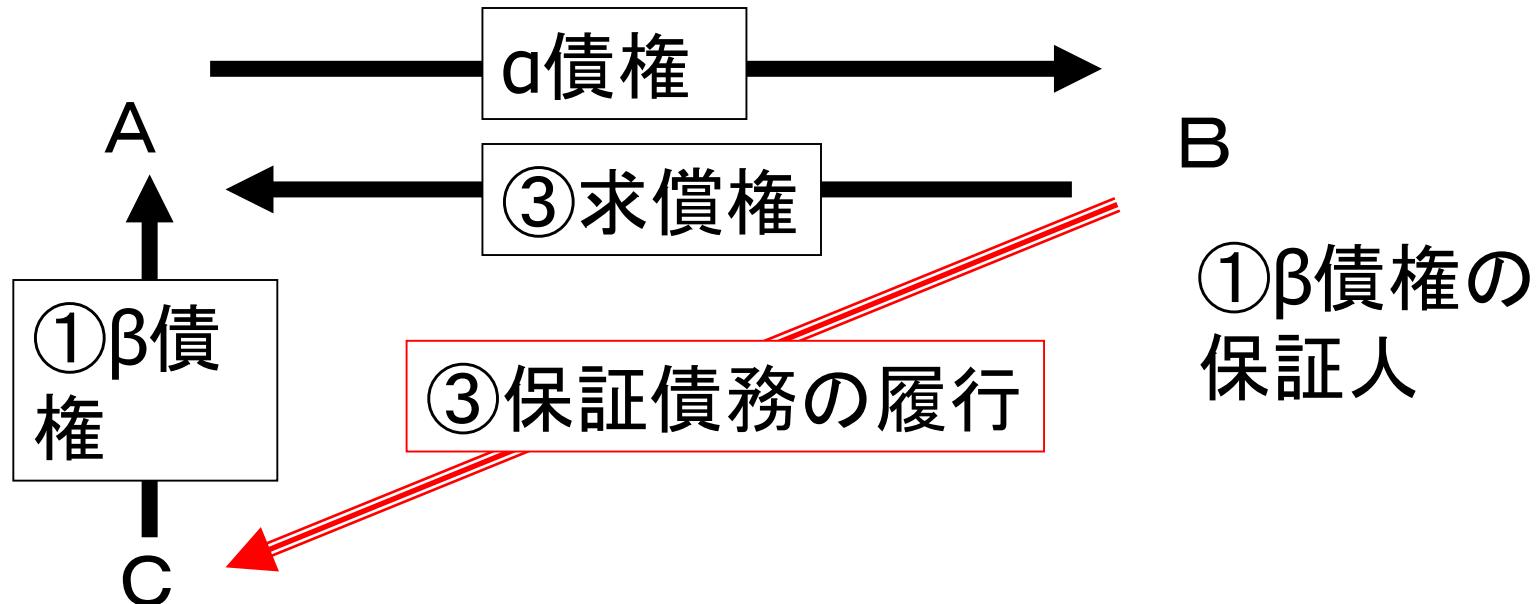
再生手続開始

1号による相殺制限

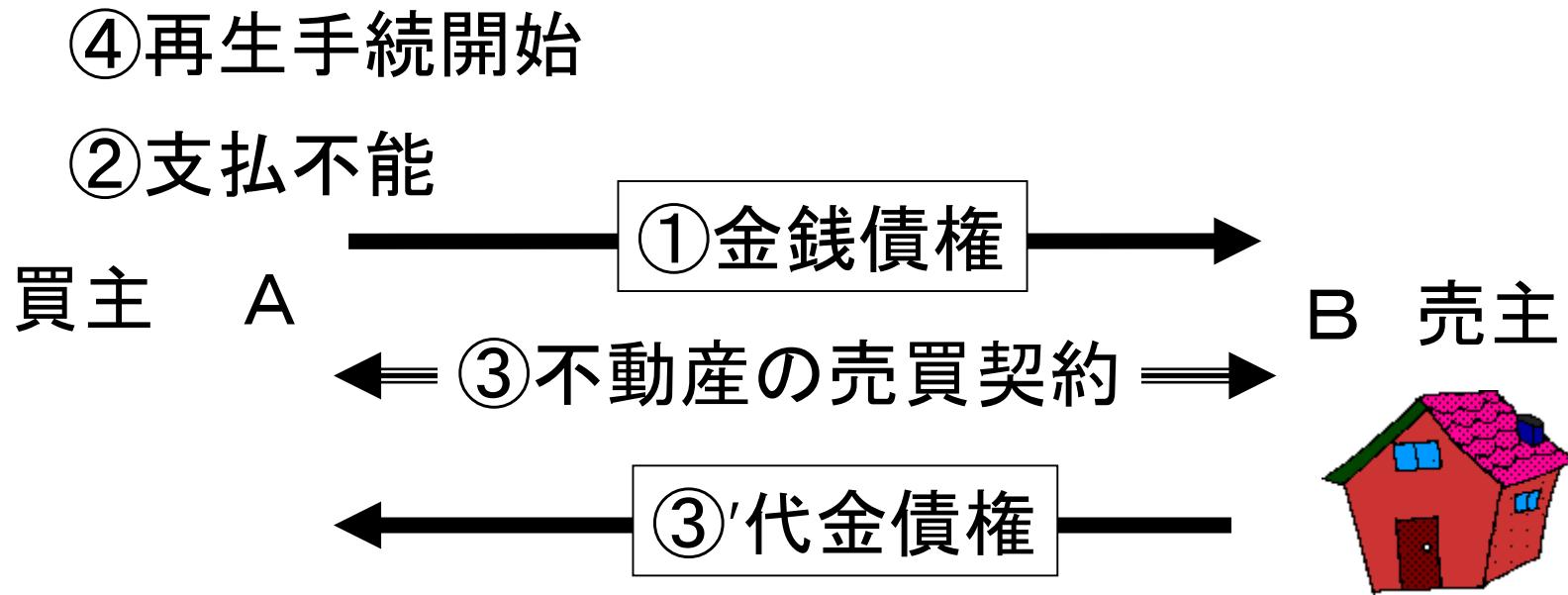
2項2号の例

④再生手続開始

②支払停止



2項4号の例



③の売買契約は、機能的に見て、①の債権への代物弁済と類似することに